

2023年11月1日

入札参加有資格者の皆様へ

公立大学法人大阪理事長

落札候補者の辞退等に関する取扱いについて

入札参加資格を事後審査する条件付き一般競争入札において、落札候補者となった者が正当な理由がなく、開札後落札決定前に候補者を辞退したとき又は法人が定める期日までに事後審査資料等を提出しなかったときは、より厳格に取り扱うことによって公正な入札の確保を図るため、公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づき、入札参加停止の措置を行います。

ただし、落札候補者から事後審査資料等の提出期限（事後審査資料等の提出を要さない場合は、事後審査結果通知日）までに「落札候補者辞退理由書（以下「理由書」という。）」の提出があり、本法人が「正当な理由」と認める場合は停止措置の対象外とします。

記

○対象案件

「工事請負」、「物品購入等」、「測量・建設コンサルタント等業務」及び「測量・建設コンサルタント等業務以外の委託業務」の事後審査型条件付き一般競争入札案件。

○本法人が認める正当な理由

「工事請負」「測量・建設コンサルタント等業務」	「物品購入等」「測量・建設コンサルタント等業務以外の委託業務」
本法人に入札書を提出した後に、本法人又は他の官公庁の入札において落札者又は落札候補者となり、技術者を配置できなくなったため	本法人に入札書を提出した後に、本法人又は他の官公庁の入札において落札者又は落札候補者となったため
本法人に入札書を提出した後に、技術者が死亡・傷病・退職・その他これらに準ずる理由（この場合別途理由書を徴することとします。）により配置できなくなったため	—
本法人に入札書を提出した後に、代表者の死亡・所在不明により営業活動が継続できなくなったため	
本法人に入札書を提出した後に、民事再生手続き又は会社更生手続きの開始の申立てを行ったため	
本法人に入札書を提出した後に、経営不振により廃業することとなったため	

※上に掲げる「正当な理由」は、**本法人へ入札書を提出した後に生じた事情**を対象としています。入札書を提出する前に、上に掲げる事情が生じた場合は、「正当な理由」とは認めません。

※「理由書」の提出期限は、**事後審査資料等の提出期限（事後審査資料等の提出を要さない場合は、事後審査結果通知日）**になります。事後審査資料等を提出した後（事後審査資料等の提出を要さない場合は、事後審査結果通知後）に、上に掲げる事情が生じた場合は、「正当な理由」とは認めません。

※万一、「理由書」に虚偽の記載があることが判明した場合も、入札参加停止の措置を行います。